

第2回 カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) 課題別ワークショップ — 議事録 —

平成20年8月5日(火) 13:30-18:30
於:ベルサール三田 Room1,2

《第1セッション》

□ 事務局(竹田): 資料1、参考資料1~2の説明

□ 新美座長: ただ今ご説明いただいた中で、論点が特に4つ明記されている。それらを中心として、しかしそれらだけでもこたわらず、委員の皆様からご議論いただきたい。その後会場の皆様からご発言を募りたい。お手元のご意見・ご質問票に記入し事務局側に渡してほしい。それでは委員の皆様からの発言を頂きたい。

□ 山本委員: 参考資料2について質問したい。良質なカーボン・オフセットとオフセット・プロバイダー(以下、プロバイダー)選択のためのガイドとして、プロバイダーのスコアリングを行ったということだが、実際のプロバイダーの大事な要素は、実際にきちんと温室効果ガス(GHG)の排出量を算定できるかどうかということだと考える。例えば、飛行機からの排出量を算定できることなど、どの分野におけるプロジェクトの排出量・吸収量の算定ができるのかという点もプロバイダーに関する非常に重要な情報だと思うのだが、この点が p.3「プロバイダー選定の際の7つの注意点」に入っていないのは非常に不思議である。どういうことか。

□ 事務局(竹田): 理由のひとつとしては、プロバイダーが提供しているのが、一般市民向けのオフセットだということが考えられる。欧米では、消費者がプロバイダーのホームページにアクセスして、例えば一年間の家庭での排出量や海外旅行による排出量をオフセットするといった、消費者の特定活動を対象とするものが盛んである。その場合、本ワークショップの資料4「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン(素案)」でも示しているように、デフォルト値を提供して算定するため、算定方法は評価の対象とはならないと考えられる。換言すると、参考資料2の報告書は、企業同士の契約ではなく、市民向けのカーボン・オフセットとしてプロバイダーを評価するものと考えている。また、参考資料1に諸外国のガイドラインとして英国・フランス等の事例を挙げているが、p.4 の認証プロセスについて、フランスの取組では、算定方法の排出係数を国が提供している。英国においては国が算定方法のガイドラインを提供している。こういったものを使っていることから、プロバイダー自体の算定方法の評価はされていないものと、事務局は解釈している。

□ 新美座長: よろしいか。

□ 山本委員: 評価されていない理由は理解したが、算定方法の評価が重要なことには変わりないと思う。

□ 事務局(竹田): 事務局でも重要だと認識している。

□ 新美座長: 各プロバイダーが、どの分野の算定が得意かどうかということを示すには、論点を整理するためにも、ガイドラインで求められる情報提供の一項目として記載するよりは、注記でプロバイダーの適格性として言及するという処理の方が適当だと思われるが、いかがだろうか。

□ **山本委員**： 同意する。

□ **明日香委員**： 資料1で示されている4つの論点について確認したい。その前に、全体に関わることとして、参考資料2の報告書におけるランキングの結果が一番公正だというわけではない。アメリカやイギリスにもランキングを行う業者や大学がいくつかあり、日本でも今後さまざまな媒体を通じてランキングが行われると思われる。一方、プロバイダー業界内で、自分たちで自主的なルールを作ろうとすることも考えられ、実際海外ではそうした動きがみられる。今後は自らの業界のセキュリティを自ら守ることになっていくと思われる。

論点1について、価格として具体的な数字を提示せよというのは難しいが、業界の発展のためには何らかの評価をせざるを得ないと思われ、価格を提示するところがあってもよいと思われる。

論点2について、「カーボン・ニュートラル」という言葉の使用について、フランスでは削減努力に言及することなしに使用することを禁止しているとのことだが、一方で、「カーボン・ニュートラル社」という企業が存在している。言葉の使用については、今後Q&A等を充実させることで、何らかの規定を示せていけるのではないかと。

論点3について、VER に関しては、様々なグリーン電力があるため、一体どのグリーン電力なのかという議論があると思われる。

論点4について、持続可能な開発に貢献するようなプロジェクトの選択については、現実的には選べたらよいが、そもそもクレジットが手に入りにくい場合もあり、選べないものもあると思う。この点の最終的な判断は消費者に任せるべきだろう。その際、多くの選択肢を提示できる方が需要が高いだろうが、現段階でまだそこまで選択肢を出せない多くのプロバイダーに関して表示すべきとするのは厳しいかと思われる。

□ **新美座長**： 他のご意見があれば頂きたい。

□ **麴谷委員**： 目次を見た上で意見がある。正しい情報を消費者に的確に伝えて信頼性を担保し、カーボン・オフセットの仕組みを標準化していくことは非常に重要だが、信頼性が担保された結果として、その効果をいかに把握するのかという観点が出てくるのではないかと。非常に複雑な要素ではあると思うが、信頼性を担保することは確固たる情報を掴めるということである。ガイドラインはそれを誘導すべきなのではないか。

□ **原委員**： 消費者側の視点からコメントしたい。大きな論点として、消費者にとってカーボン・オフセットは新しい取組であり、仕組みの理解と信頼性の確保が大きなポイントであると思われる。仕組みについては様々な情報提供がなされれば理解されていくと思うが、信頼性をいかに確保するかについては、もともと品質管理や情報管理、環境監査等をベースでしっかりと行っている企業でないと、現在カーボン・オフセットが商業的にブームで売れるからといって参入するというのは間違っているだろう。まずは品質管理や情報管理、環境監査等をベースを構築し、その上でカーボン・オフセットに係る部分を抜き出して信頼性を示すということではないかと、消費者からは信頼性が得られないと思う。

2つめに、今回「情報提供ガイドライン」として素案が示されているが、「ガイドライン」とは都合の良い解釈をしがちなものでもある。ガイドラインを策定したからといって、これでよし、みなさんやってください、ということになるものではない。例えば金融分野では、金融商品取引法で、不当な広告表示について最終的に課徴金という厳しい罰則もある。したがって、ガイドラインだけで情報提供の仕組みを組むことだけでは万全ではない。というのも、現在でも現場が混乱していると伺っている上、解釈が様々になされるため、ガイドラインの策定のみでよいのかという点を検討していただきたい。

論点1について、イギリスでの事例にあるような悪質ケースは十分想定できることである。イギリスのようにパブリックコメントにかけ意見を求めた結果次第で、消費者がオフセット料金を負担する場合であっても、今回発表していただいたユニ・チャームの事例のような販売者が負担する場合であっても、双方において情報開示が必要と思われる。

論点2については、現在の消費者の状況を考えると非常に重要な論点である。カーボン・オフセットの第一の取組である削減努力について、どのように行っているのかをラベルに表示することは難しいかもしれないが、少なくともホームページにアクセスすることで分かるようにするなど、削減努力に言及することなしに認定すべきではないと考える。

□ **新美座長**： 他の皆様で意見はあるか。

□ **大島委員**： 論点1のクレジット調達価格などの明示についての解説で、消費者がオフセット料金を負担する場合は契約が発生するため、販売企業自身が負担する場合と比べ、情報提供の内容が変わる可能性があるという話があったが、これは後のページにもある販売前・販売時等における情報開示のチェックリストの表示に関わるものである。クレジット調達価格等は、消費者がオフセット料金を負担する場合、排出量クレジットをもとときちんと販売者が確保している場合においてのみ書ける要素だと思う。金融分野と同じで、“確保予定”という表示は情報を見る消費者の立場からは非常にわかりにくい。

p.16の論点2について、原委員の話を聞いて、ゼロエミッションの言葉の定義と同じく、何をもち「ニュートラル」とするのかという「範囲の問題」であると思った。伝えられる側にとってはとても不親切な言葉の使い方である。このあたりの範囲の定め方に共通点があると思われる。

もう一点、ガイドラインについては、自主的取組であり、必要条件ではないと考える。環境マネジメントなどの形で、環境を戦略として取り込みたい事業者は率先してガイドラインを取り入れるため、精度の高い活動ができるが、それ以下の中小企業などにとっては、ガイドラインは順守要件ではないという定義づけの方がよいと思われる。この点に関してはガイドラインというものに対する、一般的なコメントとさせていただきます。

□ **武川委員**： 論点1について、私のコメントを斟酌していただいた記述になっている。カーボン・オフセットを行う際、法律面ではどのような契約であるのかが気になる。実務上で話を伺っているなかでは、消費者が対価を払うサービスになっている、換言すると、カーボン・オフセットのサービスと他のサービスが別々に取り出せるような契約の場合は、契約内容の明示が必要だろう。一方で、対価がどれほどあるのかがわからない、商品に非常にごく少数の排出権を盛り込む場合、その価格は半分マーケティング・コストであり、契約として詳細な表示をする必要性があるだろうか。これらの2点は、状況次第ではあるが連続している問題であり、線引きが難しい。

そう考えると、消費者が実質的にみても対価を払っていない場合、例えば、右の棚に100円のコーラ、左の棚には同じく100円だがカーボン・オフセット済みコーラがそれぞれ売られている場合、コストの開示ということは、原価を開示せよということになる。コーラの製造にどれほど費用がかかっているのかを開示せよというのはいきすぎである。線引きが難しく、類型に応じた表示なり、契約の内容が違ってしかるべきかと思う。

ガイドラインの位置付けについては、ガイドラインのままでは弱いという意見は分かるが、あまり厳しいものになると業界の立ち上がりや発展に影響があると思われる。新美座長が述べたように、ガイドラインを認証に用いることで結果的に悪いものが駆逐されていく仕組みも考慮に値すると思われる。

□ **新美座長**： 武川委員の前半のコメントは、実施の面で難しい問題ではある。他にご意見はないか。

□ **仲尾委員**： 論点2について、例えばISO14020シリーズでも、紛らわしい言葉遣いは認められないと明記されている。ステークホルダーが誤解するような表示をできるだけ避ける、ということはガイドラインに載せるべきである。また、論点として出ていないが、グリーン電力証書については、削減が電力の代替となるため、二酸化炭素の直接の削減とは異なるものであるため、別途説明が必要だろう。問題は電力量をカーボン・クレジットにいかに変換するかである。カーボン・クレジットの算出側に任せるのか、検討委員会でガイドラインとしてまとめるのか、ここで明確にする必要があると思われる。

□ **原委員**： ガイドラインについて、武川氏からガイドラインでは弱いという話があったが、強弱の問題ではなく、自分の都合のよい勝手な解釈が蔓延することを懸念している。もう一点、情報提供について、景品表示法に関して、公正取引委員会の所管ではあるが、“消費者庁”が創設されるかという議論もある。景品表示法のもともとの目的を消費者政策に変えるかという大幅な改正に着手しており、理念などの要素が変わった形ででてくるとと思われる。情報提供として言及しておきたい。

□ **新美座長**： 他にご意見はあるか。

□ **山本委員**： 仲尾委員の意見に関連して、情報提供ガイドライン p.18-19 のカーボン・オフセットに用いるクレジットの説明明記について、現在 VER 検討会でカーボン・オフセットに使える VER の認証基準を作っているが、グリーン電力証書も含め、VER 検討会で策定された認定基準等がいずれここに書かれるという理解でよいか。また、p.21 の期待すべきプロジェクトの情報における、プロジェクトの進捗について、登録されたプロジェクトなのか、実際にクレジットが発行されたものなのか等の情報も必要なのではないか。

□ **新美**： 事務局から説明をお願いしたい。

□ **事務局(竹田)**： 1点目については、後ほど説明するFAQにも書いてあるが、VER 検討会の結果をこちらで取り入れ、更新していきたい。2点目についても、ご指摘の通りであり、併せてこちらでも考慮して伝えていきたい。

□ **新美座長**：フロアからご意見・ご質問が2点出ている。

《フロアからの質問・質問への事務局からの回答》：

Q1) チーム・マイナス6%の取組への貢献と償却口座へのクレジット移転の関連について伺いたい。p.15 には貢献にならないと書いてあるが、どういうことか詳しく伺いたい。

A1) 事務局(竹田)： カーボン・オフセット、イコール京都議定書の目標達成という誤解を与えかねないというところはあるが、貢献にならないというわけではない。資料3のFAQにも京都議定書との関わりについて説明している箇所がいくつかあり、ダブルカウントに関する質問も多いため、それらに対する回答を挙げている。カーボン・オフセットでは、排出量の一部または全量にあたるクレジットの無効化を行えばオフセットされていると考えることができる。京都議定書第一約束期間中に我が国の削減目標の観点からみてカーボン・オフセットが貢献しているとするためにはクレジットの償却が必要であり、この場合の当該クレジットはあくまで自らの排出量のオフセットに用いられているとされ、ダブルカウントではないということになっている。

□ **新美座長**： 今の回答でよかったか。記述として適切ではないということで、中身の問題としては今説明があったとおりになるだろう。

□ **事務局(竹田)**： 一部を抜き出して記載しているため、“誤解を与える記述例”を誤解のないようにしていく。

□ **新美座長**： もう少し適切な表現で記載していくということだろう。もう一つ質問がある。

Q2) カーボン・オフセットを説明するにあたって、「ゼロ化」、「相殺」という表現も使ってよいのではないかという提案がある。特に「ゼロ化」という表現は、バウンダリー内の排出量を全てオフセットする場合にはインパクトがあるが、排出自体がなくなるという誤解を招きかねない。「ゼロ化」、「相殺」という言葉を使ってよいのか、ということである。

A2) 事務局(加藤)： 何に対してのオフセットなのか、バウンダリーがどこかということがわからないままゼロなどと言うのが問題とのご指摘があった。それだけを書くのは問題であるというのがコンセンサスなのではないか。

□ **新美座長**： 何と何でオフセットしたのかというはっきりした言い方が必要。これとこれがオフセットされてゼロになるという場合はゼロという表現があってしかるべき。つまり、バウンダリーをはっきりするということだと思う。

□ **武川委員**： 事務局・委員に質問したい。カーボン・オフセットサービスの組成に関して、償却と取消との違いは何なのか。償却口座に入れる場合では京都議定書の日本の目標-6%に貢献するというのは事実である。ここから質問だが、取消口座に入れる場合では、日本の目標達成へ貢献するという言い方は使ってはいけないのではないか。もう一点、償却に入れた場合、「地球環境に貢献」という言い方をしているのか気になる。つまり、日本の目

標達成には貢献できるが、その分日本全体で見れば、ある人が1トン分のクレジットを償却口座に入れば他の人が1トン多くGHGを排出できるという関係にあるように感じられるため、地球環境に貢献すると言ってよいのかは悩むところである。私の実務上では償却口座に入れる場合が圧倒的に多い。その場合、地球環境への貢献をしていると全く言えないのは厳しいので、日本の目標達成に貢献し、ひいては地球環境に貢献するという言い方をしてみてもどうかと提案している。官庁の立場にとっては日本の償却口座にいれてほしいのだとは思いますが、表示として何が正しいのか、ご意見を伺いたい。

□ **新美座長**： 環境省からお願いしたい。

□ **高橋室長**： Q&A の p.7 の 13 番にある。基本的な考えは武川氏と同じ。償却をすれば京都議定書の目標達成に貢献する。取り消した場合は日本の目標達成には貢献しないが、地球レベルでは削減に貢献している。両者の端的な違いは、取り消す場合は、日本の目標達成は当たり前で、追加的に貢献をするという趣旨かと思われる。ただ現状としては、日本の目標達成にはかなりの努力が必要な状況であり、日本の目標達成に貢献することを通じて、ひいては地球環境に貢献という考えも十分成り立つ。最終的にはオフセットをする消費者の考えだろう。いずれにせよ日本の目標達成に貢献する場合は償却する必要があるという理解である。

□ **武川委員**： 了解した。

□ **新美座長**： 武川氏が法律家として慎重な対応をしているのと環境省も同じ理解ということである。第2セッションもあるので、第1セッションの議論を踏まえて次に進みたい。8月下旬を目処にパブコメに付ける予定であるため、ご承知おき願いたい。ご質問・ご意見、お気づきの点があれば事務局までご一報願いたい。第1セッションはここで終了したい。

(第1セッション終了)

《第2セッション》

□ **新美座長**： 第2セッションにおいては、ISOとの比較、透明性の海外事例について事務局からご説明いただきたい。

□ **事務局(竹田)**： 資料3、4の説明

□ **新美座長**： 資料2に入る前に、前提として資料3、4の説明をしていただいた。これに対して質問があれば頂きたい。

□ **山本委員**： 参考資料1、p.1 のフランスのガイドラインの概要の箇所で、“品質ごと”にマークが付与されるということの意味が分からない。もう一点、p.4とp.7に関して、フランスとイギリスではプロバイダーが非常に大きな役割を果たすが、消費者にきちんとした情報提供を行っていないと、きちんとした排出量の算定ができない。イギリスではプロバイダーが認証費用を負担することによって認証を得、消費者に対して環境保全に貢献する商品であることを主張できることとなっているが、フランスでも、同じく認証をするということなのか。

□ **事務局(竹田)**： 1点目として、フランスにおけるカーボン・オフセットの取組は始まったばかりで不明な点が多いが、それぞれのプロバイダーが宣言する情報開示で評価されマークが付与されると事務局一同理解している。2点目として、認証というより、英国のような状況ではないという認識のもとで、プロバイダー等カーボン・オフセットを実施する企業等に対して、フランス政府のウェブサイト上で指針どおりに行っていることを宣言してもらうことになっている。登録をしてもらい、その登録どおりに行っているかを評価するモニタリング・オフィスというものがあり、設立予定である。登録どおりに行っていないければウェブサイト上から外されていくということである。

- **新美座長**： 現在日本でも「自己認証制度」が用いられており、そのとおりに行っていないと厳しい対応を取られる。あらかじめ政府が認証するというのではないという理解でよいか。
- **山本委員**： 了解した。
- **新美座長**： 他に質問がないようなので、資料2に進みたい。
- **事務局(永村)**： 資料2の説明
- **新美座長**： ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問を伺いたい。
- **仲尾委員**： 資料2の p.4 で、カーボン・オフセットの3つの型が示されているが、このスキームを作る際の想定として、具体的なプロジェクトに対して認定することを考えているのか、あるいはある程度の商品群を保有している企業に対する認定をしようとしているのか。
- **事務局(永村)**： 認定の対象は企業ではなく、商品・サービスや活動であり、オフセット支援サービスについては特定の商品・サービスの存在を前提とせず汎用的なオフセット支援のサービスとして認定することを考えている。実際には、(プロバイダーが提供する)個人向けカーボン・オフセットなども認定の対象となると考えている。
- **原委員**： 第三者認定スキームを別途新たに設けると説明されていたが、機関として具体的にはどのようなところを考えているのか。既存の機関に委任するのか、全く新しい機関を考えているのか。また、経済産業省でのカーボン・フットプリントとの連携はどのように考えているのか？
- **高橋室長**： 認定機関については、ISO など既存の認定を行っているところを活用するという認識であり、ラベルの発行機関については J-COF などある程度公的なところが想定される。カーボン・フットプリントは経済産業省だけで取り組んでいるわけではないので、関係省庁が相互に連携するものと理解しているが、カーボン・オフセットとも関連があると考えている。ただ、カーボン・オフセットは排出量を把握するだけでなく、主体的に削減し、埋め合わせをするという一連の全体の流れがあるため、別途カーボン・オフセットの認定が必要なのではと考えている。
- **原委員**： 消費者にとっては情報が多すぎて分かりにくい。
- **新美座長**： たしかに同じようなものが出てくると分かりにくいですが、一元化できるかどうかというのは、今後の調整が必要。室長が述べたようにカーボン・オフセットについてはこれだけ削減したという部分も考慮しないといけない等、カーボン・フットプリントとは中身が違う。原委員の指摘の通り、消費者が情報の森に紛れ込まないように、十分な検討が必要。
- **山本委員**： 資料 p.3 で、「オフセット対象となる排出量を設定し」と記載すると、最初に排出量ありきという誤解が生じやすい。実際にオフセットの対象となる活動の範囲は明確にするが、それに加えて削減努力を行うことが重要な点と考える。それから、資料 p.11 で認定ラベルの発行に言及されているが、クレジット自体の認定も考えられているのか。また、先日英国のISOの代表と話をした際、認定に関する考えを伺ったが、英国としては ISO14065、つまりGHG検証機関の認定を行うことまでを念頭においているとのことであったが、日本ではどのような認定を考えているのかどうかを伺いたい。
- **事務局(永村)**： 一点目については、オフセットする排出量の設定は取組の内容に応じて行われるべきものであり、排出量の設定が目的ではなく削減努力も重要な要素として認定の基準に含めている。クレジット自体の認定については、この検討会の議論とは別に進めている。認定については、このような仕組みを導入した場合に、どのように認証機関を認定していくのかという検討が必要となり、今後の課題であると考えている。今の段階では決まって

いない。

□ **宇高委員**： 認定に関して、地方の場合はどのように行うか。東京から来てもらう場合には費用がかかるということを視野に入れた議論が必要ではないか。発行されるラベルについては、消費者が必要な情報も盛り込まれているという前提だと考えているが、市民にどのように示すのかという点では、ラベルの中に必要な情報がどのような方法で表示されているのかということをはっきり示していかないと、消費者が何をどう選ぶのかもさっぱりわからない情報を提供されることになる。専門性の部分と、一般向けの情報をどのように提供するか、地方自治体の者として、市民から聞かれることを考えると、難しい問題である。情報提供の方法はホームページで紹介するなど、「これがないとカーボン・オフセットとして認めない」という姿勢で強く求めることが必要だろう。ラベル発行も、地方を念頭に入れた検討を行った上、さまざまな地域で使えるものにしてほしい。

□ **新美座長**： 今後の案として取り入れてほしい。前半の、地方を念頭に入れた認証について、何か考えはないか。環境省はどうか。東京だけでやるのか、地方はどうなっているのか。

□ **高橋室長**： この運動を広げる上での大事な論点となると思われる。今後、推進のための検討会で検討していきたい。ただ、現地での審査というよりは、書面審査が中心となると考えている。

□ **新美座長**： これは具体的にどのような認証作業をするのかということと大きく関連してくるので、今の意見を視野に入れながら具体的な作業にいかされることを期待する。

□ **山本委員**： 資料 p.5、6の削減努力にA、B、Cと記載されているが、例えば、Bの「商品・サービスとしての削減取組」について、省エネにおけるトップランナーにならってクーラーを製造するというときに、メーカーの削減取組を言っているのか、実際にそのトップランナーのクーラーを消費者が使うというところに焦点を置いているのか、要は製造か運用かという視点だと思うのだが、ここを読んでいてどちらが主語で排出削減を要求しているのかというのがわからない。また、オフセットを行う際にモノがあるという前提で書かれているが、例えばサービスの選択肢に関して消費者がどれが一番エコなのかを選ぶための情報提供が必要なのではないか。「エコジェット」などの事例もあるが、そのような情報提供がなされているかという視点も重要だと思う。

□ **事務局(永村)**： 一点目については、両方あり得ると思う。メーカーが削減取組を行っているからといってメーカーだけの努力ではなく、流通側も省エネ性能の高いものを販売しようという努力もあるだろう。したがって、必ずしもどちらかという話ではなく、カーボン・オフセット型商品・サービスを提供する過程で何らかの削減努力をしていると示せばよいのではないかと考えている。2点目については、ある商品・サービスがカーボン・オフセット型商品・サービスとして認定されるかどうかという観点で議論しているため、複数の商品を比較するという議論には直接的には立ち入らない。しかし、情報提供の観点で、そもそもどれほどの排出量を認識していてオフセットしようとしているのかという点は表示することになっているので、それをもとに消費者が選べることは望ましいが、すぐに同一の基準で商品を比較できるようにすることを要求するのは現時点では難しい。

□ **原委員**： さきほど、認証は書面審査を行うということだったが、書面審査だけでは心もとない。この半年間、環境省は自主参加型排出量取引制度の運用にあたって苦労していたようだが、例えば抜き打ち検査を入れるなど運用面でも工夫が必要ではないか。また、カーボン・オフセットは流通事業者にとっても関心が高い分野であり、いくつかあるオフセット類型の中でどのパターンになるのかというときに、削減努力には取り組みやすい配慮が必要だと思う。

□ **事務局(永村)**： 1点目については、さらに詰めていく必要がある。どの部分に現地調査が必要なのかということを考えるとき、クレジット調達とオフセットの行為が適切に行われていてダブルカウントが起こっていないかという点が重要と考える。実際に調査する必要があるが、仮に商品・サービス提供地が地方であったとしても、東京にあるプロバイダーに上記の点を確認すればよいということもありうる。実際にカーボン・オフセットの流れにおいて、ど

のような関係があつてどういう行為があるのかということに関してはもう少し詰めて設定したい。

2点目については、流通事業者の取組もあると理解しており、削減努力の評価を基準として書くだけではなく、どういう取組が想定されるのかという事例をもう少し列挙していけば実施すべき削減努力がはっきりするのではと考えている。

□ **新美座長**： 原委員の質問に一番関係あるのは、VERの認証の話だと考えられる。VERでは、典型的なプロジェクトのポジティブ・リストをつくって、そのリストに該当すれば認証するという手続きは書面審査だが、該当しないものは現地調査で審査をするという仕組みも考えられているので、原委員の懸念にも対応していけるという認識である。

□ **武川委員**： 環境省に質問したい。地球温暖化対策推進法の今年の改正において、事業者が自ら排出権(クレジット)を取得し償却口座に入れるという行為に対して同法の施行のなかで一定の配慮をせよという条文があり、その意味するところは、算定・報告・公表制度において一定の取扱いをすることを意味していると理解している。ここから質問だが、そうだとすると、オフセットを行った場合、プロバイダーにお金を払って委託をして、プロバイダーから国の償却口座への移転を依頼する場合、自主行動計画との関係では活用できると書かれているが、算定報告公表制度の関係でどのような取扱いになるのか、証明書の備考欄の記載と関連があるが、もし決まっているようであればご教示願いたい。

□ **高橋室長**： 現時点では検討中でそこまで決まっていないが、配慮すべき点であり、今後の検討の参考としたい。

□ **仲尾委員**： 資料2は論点整理ということで大雑把だが、これから細かく詰めていく段階で疑問点が出てくると思われるが、どこまでを書類審査にし、どこまでを現地調査にするのかという、審査する側の立場にたつて詰める必要があるのではないかと思われる。例えば、資料p.7のBにおいて、削減効果の正確性をデータに基づき検証し判定するという場合、書面だけでは困難だと思われる。例えば四つ星五つ星を出している商品まで検討する必要があるのかと考えた時、どこまでを書類審査にするのか、事務局で済ませるのかということ考えると分かりやすくなると思われる。

□ **新美座長**： どこまで作業するのかという点についてご意見として賜り、今後処理したい。今の点に関連し、P.5の表のA欄の評価方法の案に挙げられている、「既存の法的枠組みでの取り組み状況」といった場合、自治体の条例も入るのか。事務局としてはどのように考えているのか。

□ **高橋室長**： 自治体の類似制度も念頭に入れて検討している。

□ **新美座長**： 了解した。フロアからもいくつか質問が出ている。

Q1)カーボン・オフセットの対象となる排出量をJ-COFが算出しようとしているが、経済産業省のカーボン・フットプリントとの関連はどうか。別々にしないで一緒にしてほしい。

A1) **新美座長**： これについてはさきほどあったが、今後連携していくということである。

Q2)クレジット認定基準について、未発行のクレジットの使用について、見込んだCO2削減量が得られないというリスクがあると思うが、この場合、リスク対策に関しても情報開示が必要なのでは。事務局でお答えいただきたい。

A2) **事務局(竹田)**： リスクを情報開示することについてはガイドラインにも書かれており、重要であるという認識である。

Q3) 消費者は排出権について何となく理解しているが、無効化が必要ということが理解できていない。この点を事務局も理解してほしい。

Q3) 質問者から直接のコメント： 無効化についてはほとんどの顧客から理解されていない。排出権を買ったらそれでおしまいと思っている。その先に無効化が必要なのだということもっと理解されれば、企業側にも無効化まで明記する必要性がでてくると思われる。現時点ではこの点が曖昧である。空気を売っているようなものなので、はっきりしないと信頼が失われてしまうと思われる。

□ **新美座長**： 貴重なご意見だと思われる。今後のカーボン・オフセットの広報でも丁寧に行っていきたい。事務局でも念頭に入れて行っていきたい。資料2について、委員の皆様から何かないか。粗々のものを今後詰めていくとのことだが、意見があれば伺いたい。

□ **谷村委員**： 概念的なことでも伺いたい。資料 p.3において、初期の段階では、認定基準を必要条件として徐々にあるべき姿にしていくという記述があるが、ここでのあるべき姿というのはどのようなものを想定しているのか伺いたい。

□ **事務局(永村)**： 例えば、主体自身の削減取組について、法令遵守という観点だけでよいのかという点があるが、現段階で有効な削減取組が実施されているかどうかを判別することは困難であるため、当面法令遵守だけを見ようという案にしている。カーボン・フットプリントとの関連で言えば、削減努力の評価にあたってもっと厳しい合格条件、例えばカーボン・フットプリントで測定した量を一定以下にするという基準を課すべきとの意見もあり得る。しかし当面は現段階で考えられるものは何かという視点で議論を進めていきたい。

□ **新美座長**： カーボン・オフセットは初めての制度なので、試行錯誤を重ねていくのは避けられないだろう。初めから厳しく固めていくと後の修正が困難であるため、柔軟性を持たせ、最低限の要求事項をそろえていくのがよいだろう。

《質問紹介》

Q1) カーボン・オフセット型商品・サービスについて、ビジネス特許を申請中との情報があるが、関連法規が整備されていない中でも免許が取れることはあるのか。

A1) **事務局(加藤)**： 特許申請中のものがあるかどうかは J-COF としては把握しておらず、法律家の先生方にも伺う必要があるかもしれないため、現時点ではお答えはできない。

□ **新美座長**： 質問の主旨が必ずしも明確ではなくお答えできないが、免許とはカーボン・オフセットのことか、特許のことか。

A1) **事務局(加藤)**： カーボン・オフセットのための免許は、ご存じのとおり必要ではない。カーボン・オフセットを謳う商品・サービスについて、きちんと消費者に分かるかたちで情報提供をしてカーボン・オフセットから得られたクレジットを無効化するという方々と、そうでない方々が混在している場合の見分け方として、認証・認定ということを見ましようということが検討会の論点だということを再度申し上げておきたい。

□ **新美座長**： ビジネスモデルとして特許を得る場合、個人的見解では認証を受けていないカーボン・オフセットは消極的に解釈されるのではないかと考えているが、この点については特許庁が決めることである。我々の議論からは外れるため、個人的見解に留めたい。

□ **仲尾委員**： 参考資料1でフランス型とイギリス型の2種類の取組が紹介されているが、資料2で出されている

案はプロジェクトごとに審査をするフランス型だと思われる。しかし、手続きや信頼性を考える際、イギリス型の良質なプロバイダーに付与するという事例に倣ってもよいのではないかと思う。

□ **新美座長**：事務局で意見はあるか。

□ **事務局(竹田)**：今回は掲載していないが、そのような検討案も、俎上には上がっている。

□ **大島委員**：一点目、参考資料2及び3に関して。優良プロバイダーの選定について、参考資料3の p.5-6 に挙げられている5つのカーボン・オフセット運営機関のうち、2つは参考資料2の p.4-5 の優良プロバイダー30 のランキングに入っているが、他がランキングに入っていないのはなぜかという理由の一つとして、情報提供に問題があることが考えられる。参考資料2、3を比較し、情報提供の不足分を洗い出していくことで、情報提供ガイドラインで p.12 以降の消費者への適切な情報提供の内容と整合をとっていくことができるのではないか。

2点目は要望であるが、資料1と資料2で、双方で同じ用語にしてもらえれば読み手にも使いやすくなるだろう。また、認定基準について、我々の機関も第三者認定機関なので意見はあるが、定期審査等、後のフォローをいかに入れていくかについて、大枠を整理していただいた上で手法を考えたい。カーボン・オフセットの実際のコストに反映すると思うので、最低限のフォローでいいのかという点を検討すべきだろう。まずは大きな枠組の共有認識であると考えている。

□ **新美座長**：意見はほぼ頂いたが、時間上、検討はここまでにて終了したい。気付いたことがあれば事務局にご連絡いただきたい。

□ **事務局(竹田)**：事務局から資料3、4の説明に入る前に、大島氏からの質問に対してお答えしたい。参考資料3にはプロバイダーではないところも入っており、例えば参考資料3、p.6にあるSGS(スイス)も審査機関である。プロバイダーの事例は2つである。

資料3、4の説明

□ **環境省(高橋室長)**：参考資料4、5の説明

《事務局から連絡》

- ・情報提供ガイドラインは8月下旬にパブコメにかける予定。
- ・意見を頂ければ、随時 J-COF で対応したい。
- ・次回のワークショップは9月25日に開催予定。ウェブサイトか J-COF direct にてご案内していく。
- ・今回の議論は今後の J-COF の活動に反映。

以上